

令和6(2024)年度「いちご王国」アンバサダー公募要領

(趣旨)

第1 「いちご王国・栃木」の魅力や栃木県のいちごに関連する情報等を県内外に向け広く発信することを目的として委嘱する「いちご王国」アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）の公募に関して、必要な事項を定めるものとする。

(アンバサダーの人数)

第2 アンバサダーの人数は20名以内とする。

(アンバサダーの公募)

第3 公募によりアンバサダーへの応募を希望する者は、「いちご王国」総合サイトの応募フォームから応募するものとし、アンバサダーへの意気込み、いちごに関する業務経験の有無、情報発信業務実績の有無等の質問に対して記載するものとする。

2 応募期間は、8月1日（木）から9月20日（金）とする。

3 アンバサダーの応募要件は、次のとおりとする。

(1) 情報発信者の年齢は応募時点で18歳以上であること。ただし、高校生は不可とする。

(2) InstagramやX、Facebook、TikTok、YouTube等のSNS等の媒体を使用し、11月から翌年3月まで毎月2回以上「いちご王国・栃木」の魅力や取組又は栃木県産いちごに関する情報を発信できること。

(3) 情報発信を行うSNS等のアカウントのフォロワーや登録者等が50名以上であり、アカウントの閲覧制限がされていないこと。

(4) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第3号又は同条例第4号の規定に該当しない者であること。

4 応募に要する通信料等の費用は応募者の負担とする。

5 県は、応募者について応募フォームの記載内容等を審査し、アンバサダーを選定する。

6 応募者は選定結果に係る異議の申立はできないものとする。

(アンバサダーの任期)

第4 アンバサダーの任期は、委嘱の日から令和7(2025)年3月31日までとする。

(報酬)

第5 公募によるアンバサダーの報酬は1任期あたり15,000円とする。ただし、無報酬を希望するアンバサダーについては、この限りではない。

2 前項の報酬は、アンバサダーが第3の3(2)に定める内容を適切に実施したことを

確認した後、支払うものとする。

(個人情報)

第6 公募によるアンバサダーの個人情報は、本事業の実施に必要な範囲でのみ使用するものであり、その他の目的では一切使用しないものとする。

(その他)

第7 この要領に定めのない事項については、経済流通課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6(2024)年7月10日から適用する。

この要領は、令和7(2025)年3月31日限り、その効力を失う。